

南木曽町における中央新幹線建設工事に伴う  
水道水源予備的措置に関する変更協定書

南木曽町（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、「南木曽町における中央新幹線建設工事に伴う水道水源予備的措置に関する協定書（令和元年12月11日付締結）」（以下「協定書」という。）について、その一部を次のとおり変更する。

- 1 協定書第3条に定める別紙2の「工程表」を別紙のとおり改める。
- 2 協定書第5条を次のとおり改める。

（実施区分）

第5条 措置・調査は、次の区分により実施するものとする。

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 甲の実施 | 調査、測量、基本設計、実施（詳細）設計、施設の工事 |
| 乙の実施 | 調査                        |

以上、変更協定書の証として、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年12月22日

甲 長野県木曽郡南木曽町読書 3668-1  
南木曽町長

向 井 裕

乙 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ  
東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部  
名古屋建設部長

新 美 憲

工 程 表

| 区分 | 内 容      | 期 間 | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度<br>以降 | 記事 |
|----|----------|-----|---------|---------|---------|---------|---------------|----|
| 甲  | 調査       |     |         |         |         |         |               |    |
|    | 測量、基本設計  |     |         |         |         |         |               |    |
|    | 実施（詳細）設計 |     |         |         |         |         |               |    |
|    | 施設の工事    |     |         |         |         |         |               |    |
| 乙  | 行政上の手続き  |     |         |         |         |         |               |    |
|    | 調査       |     |         |         |         |         |               |    |

※ 破線は進捗状況による